DK SELECT ネットサービス利用約款

大東建託パートナーズ株式会社（以下「当社」といいます。）の DK SELECT ネットサービスをご利用される前に、下記のご利用条件をよくお読みいただき、ご同意の上ご利用いただくようお願い申し上げます。万一ご同意いただけない場合には、大変申し訳ございませんがご利用をお控えください。ご利用いただいた場合には、下記の条件すべてにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

記

第１条（入居者様回線の終端）
　当社は、建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを入居者様回線の終端とします。

第２条（インターネットサービス提供区域）
　当社は、当社が別途定めるところによりインターネットサービス提供区域を設定します。

第３条（収容取扱局）
１.入居者様回線の取扱局交換設備は、入居者様回線の終端のある場所がインターネットサービス提供区域内であるとき、そのインターネットサービス提供内の取扱局であって、当社が指定する収容取扱局に収容します。
２.当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又はインターネットサービス提供に関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容取扱局を変更することがあります。

第４条（入居者様回線の異経路）
　当社は、当社が適当であると判断した場合、入居者様の請求に基づき、その入居者様回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます）により設置します。

第５条（入居者様回線の提供ができなくなった場合の措置）
１.当社は、当社及び入居者様の責めによらない理由により入居者様回線の提供ができなくなった場合は、入居者様からその入居者様回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、DK SELECT ネットサービスを解除することがあります。
２.当社は、前項の規定により、DK SELECT ネットサービスを解除しようとするときは、あらかじめ入居者様に通知します。

第６条（端末設備の貸与）
１.当社は、DK SELECT ネットサービスの提供に必要となる端末設備を、部屋設備として貸与します。
２.入居者様は、第１項の規定により貸与する端末設備が入居者様回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承諾していただきます。
３.入居者様の故意または過失により、部屋設備である端末設備が破損または紛失した場合、入居者様は端末設備交換費用として 30,000 円（税抜）を負担するものとします。

第７条（端末設備の取り替え）
　当社は、端末設備の貸与後、入居者様の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、入居者様の請求に応じて、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は入居者様に通知の上、DK SELECT ネットサービスを解除できるものとします。

第８条（DK SELECT ネットサービスの解除に伴う端末設備についての入居者様の義務）
　入居者様は、DK SELECT ネットサービスが解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。

第９条（利用中止）
１.当社は、次の場合には、入居者様回線等の利用を中止することがあります。
（１）当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます）。
（２）第１１条（通信利用の制限等）の規定により、入居者様回線等の利用を中止するとき。

２．当社は、前項の規定により入居者様回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により入居者様に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づき協定事業者からの請求による場合は、この限りではありません。

第１０条（利用停止）
１.当社は、入居者様が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その入居者様回線等の利用を停止することがあります。
（１）第２０条（利用に係る入居者様の義務）又は第２１条（入居者様以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
（２）当社の承諾を得ずに、入居者様回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
（３）入居者様回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を入居者様回線等から取り外さなかったとき。
（４）前各号のほか、約款の規定に違反する行為であって DK SELECT ネットサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
２.当社は、前項の規定により入居者様回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を入居者様に通知します。

第１１条（通信利用の制限等）
１.当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている入居者様回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外の入居者様回線等の利用を制限することがあります。

気象関係
水防関係消防関係
災害救助関係
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします）防衛機関輸送の確保に直接関係がある機関通信の確保に直接関係がある機関電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関水道の供給の確保に直接関係がある機関選挙管理機関
当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

２.通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第１２条（通信時間等の制限）
１.前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
２.当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
３.当社は、入居者様間の利用の公平を確保し、DK SELECT ネットサービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
４.前３項の場合、入居者様は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
５.当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第１３条（通信時間の測定）
DK SELECT ネットサービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。
（１）通信時間は、発信者及び着信者双方の入居者様回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。

（２）前号の定めに拘らず、入居者様回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第１１条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第１４条（当社の維持責任）
　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するように維持します。

第１５条（入居者様の維持責任）
　入居者様は、その入居者様回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第１６条（入居者様の切分責任）
１.入居者様は、自営端末設備又は自営電気通信設備が入居者様回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２.前項の確認に際して、入居者様から要請があったときは、当社は、DK　SELECT ネットサービスサポート窓口において試験を行い、その結果を入居者様に通知します。
３.当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、入居者様の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、入居者様にその派遣費用に消費税相当額を加算した額をお支払いただきます。

第１７条（修理又は復旧の順位）
　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第１１条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第１順位又は第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

第１８条（通信速度の非保証）
　当社は、DK　SELECT ネットサービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。入居者様は、当社が定める DK　SELECT ネットサービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、入居者様が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第１９条（承諾の限界）
　当社は、入居者様から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が不適当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第２０条（利用に係る入居者様の義務）
１．入居者様は次のことを守っていただきます。
（１）当社が DK　SELECT ネットサービス提供に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその入居者様回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、

天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに DK SELECT ネットサービスサポート窓口に通知していただきます。
（２）通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
（３）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が DK SELECT ネットサービス提供に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
（４）当社に DK SELECT ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、入居者が占有する建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、入居者様はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
（５）入居者様は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、入居者様が占有する建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
（６）当社が DK SELECT ネットサービス提供に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
（７）法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。
（８）当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
（９）その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

第２１条（入居者様以外の者の利用に係る義務）
入居者様は、その入居者様回線等を入居者様以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
（１）入居者様は、前条の規定の適用について、その入居者様回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
（２）入居者様は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その入居者様回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その入居者様回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
ア 第１５条（入居者様の維持責任）
イ 第１６条（入居者様の切分責任）

第２２条（サービスの提供範囲等）
１.当社は、約款の規定による DK SELECT ネットサービスを本邦内に限り提供します。
２.当社が提供する DK SELECT ネットサービスの範囲は、入居者様回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第２３条（入居者様回線等の設置場所の提供等）
入居者様からの入居者様回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。
（１）入居者様回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が入居者様回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その入居者様から提供していただきます。
（２）当社が DK SELECT ネットサービス提供に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、入居者様から提供していただくことがあります。
（３）入居者様は、入居者様回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第２４条（入居者様の氏名等の通知）
当社は、協定事業者から請求があった場合は、入居者様（その協定事業者と DK SELECT ネットサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第２５条（協定事業者からの通知）
入居者様は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な入居者様の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第２６条（入居者様に係る情報の利用）
当社は、入居者様に係る氏名若しくは名称、入居者様連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（入居者様に係る情報を当社の業務を委託している者又は協定事業者に提供する場合を含

みます）で利用します。

第２７条（法令に規定する事項）
　DK SELECT ネットサービスの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第２８条（技術的事項）
　DK SELECT ネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

第２９条（サービスの廃止）
１.当社は、DK SELECT ネットサービスの全部または一部を廃止することがあります。
２.当社は、前項の規定により DK SELECT ネットサービスを廃止するときは、相当な期間前に入居者様に告知します。

第３０条（サービスの提供の制限）
　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への入居者様および利用資格者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

第３１条（注意喚起）
　事務局は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により事務局の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する利用者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第３２条（検査）
　事務局は、常時接続回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合または技術基準等に適合しない場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用者に対して事務局が定める方法により検査を受けることを求めるものとします。この場合、利用者は正当な理由がある場合または電気通信事業法施行規則第３２条第 2 項で定める場合を除いて、当該検査を受けることを承諾しなければならないものとします。

別記
新聞社等の基準

1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が一の題号について８，０００部以上であること。
2	放送事業者	放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条第２３号に規定する基幹放送事業者及び同条第２４号に規定する基幹放送局提供事業者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表
DK SELECT ネットサービスにおける基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8 ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
		又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

附則
この約款は、2020 年 12 月 17 日から実施します。
2021 年４月１日　　一部改訂
2022 年８月 19 日　一部改訂
2025 年４月１日　　一部改訂